

男女共同参画会議 計画策定専門調査会（第5回）及び
女性に対する暴力に関する専門調査会（第76回）
議事録

（開催要領）

- 1 日 時 平成 27 年 1 月 9 日（金） 17:00～19:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館共用 1208 特別会議室
- 3 出席者

〈計画策定専門調査会〉

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	岩田 喜美枝	公益財団法人 21 世紀職業財団会長
同	岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	木村 光江	首都大学東京大学院教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研主席研究員
同	種部 恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニック W e 富山院長
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	天日 隆彦	読売新聞東京本社論説委員
同	西 希代子	慶應義塾大学大学院法務研究科准教授
同	二宮 正人	北九州市立大学法学部教授
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
同	渡辺 美代子	独立行政法人科学技術振興機構執行役

〈女性に対する暴力に関する専門調査会〉

会長	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	原 健一	佐賀県DV総合対策センター所長
同	平川 和子	東京フェミニストセラピーセンター所長

（注）辻村会長は計画策定委員会委員を兼任。柿沼委員は両専門調査会委員を兼任。

（議事次第）

- 1 開会
- 2 第3次男女共同参画基本計画フォローアップ 関係省庁ヒアリング
 - (1) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (2) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進（性・暴力表現）
- 3 閉会

(配布資料)

- 資料 1 - 1 第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について(第 9 分野)
(総括表)
- 資料 1 - 2 第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について(第 9 分野)
(各府省庁作成資料)
- 資料 2 - 1 第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について
(第 13 分野)(総括表)
- 資料 2 - 2 第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について
(第 13 分野)(各府省庁作成資料)
- 資料 3 内閣府補足説明資料
- 資料 4 警察庁補足説明資料
- 資料 5 法務省補足説明資料
- 資料 6 外務省補足説明資料
- 資料 7 厚生労働省補足説明資料

(議事録)

○鹿嶋会長 それでは、始めたいと思います。

皆さん、お忙しいところありがとうございました。ただいまから「男女共同参画会議計画策定専門調査会(第 5 回)及び女性に対する暴力に関する専門調査会(第 76 回)」合同会議を開催いたします。

本日は第 9 分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」及び第 13 分野「メディアにおける男女共同参画の推進」のうちの暴力分野にかかわるヒアリングを行います。両専門調査会初の合同会議ですので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

皆さんの自己紹介につきましては大変恐縮ですが、お名前と役職のみ簡単をお願いしたいと思います。

それでは、暴力専門調査会の阿部委員から順次お願いいたします。

○阿部委員 かながわ女のスペースみずらという N P O 法人の理事をしております阿部と申します。よろしくお願いいたします。

○柿沼委員 全国地域婦人団体連絡協議会の会長をしております柿沼トミ子です。よろしくお願いいたします。

○原委員 佐賀県 D V 総合対策センターで所長をしております原と申します。よろしくお願いいたします。

○岩田委員 公益財団法人 21 世紀職業財団の会長をしております岩田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡本委員 労働組合の連合で会長代行をしております岡本です。よろしくお願いいたします。

- 木村委員 首都大学東京の法科大学院の木村と申します。よろしくお願いいたします。
- 鈴木委員 株式会社大和総研主席研究員の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。
- 種部委員 女性クリニックWe富山の産婦人科医の種部と申します。よろしくお願いいたします。
- 天日委員 読売新聞論説委員の天日と申します。よろしくお願いいたします。
- 西委員 慶應大学法科大学院の西希代子と申します。民法が専攻です。よろしくお願いいたします。
- 二宮委員 北九州市立大学の二宮です。よろしくお願いいたします。
- 宗片委員 NPO法人イコールネット仙台の代表理事をしております宗片でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 渡辺委員 科学技術振興機構の渡辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 辻村会長 女性に対する暴力に関する専門調査会の会長をしております、明治大学の辻村みよ子と申します。よろしくお願いいたします。
- 鹿嶋会長 最後になりますが、実践女子大学の鹿嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆さんどうも自己紹介ありがとうございました。

それでは、武川局長から自己紹介をどうぞ。

- 武川局長 男女共同参画局長の武川でございます。よろしくお願いいたします。
- 久保田審議官 審議官を務めております久保田でございます。よろしくお願いいたします。
- 華房審議官 審議官をさせていただいております華房と申します。よろしくお願い申し上げます。
- 鹿嶋会長 ありがとうございます。

本日の議題の進め方ですが、事前に委員の皆さんからいただいた質問に対する回答を中心に各府省から説明していただきます。時間の制約上、全ての質問に対する説明はできません。ということで、委員のお手元に本日の会議資料とは別に、各府省から提出していただいたコメントを配付させていただいております。議論できなかったものについては、それを御参照していただければと思います。

では、次に事務局から資料の説明をさせていただきます。

- 水本暴力対策推進室長 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

真ん中のクリップでとめている資料でございますけれども、議事次第、本日の配席図、両専門調査会の委員名簿をつけさせていただいております。

また、分厚いほうの資料でございますが、資料1-1といたしまして第9分野の総括表。

資料2-1といたしまして、第13分野の総括表。

資料1-2として、第9分野の各府省作成資料。

資料 2 - 2 として、第13分野の各府省作成資料。

資料 3 が内閣府、資料 4 が警察庁、資料 5 が法務省、資料 6 が外務省、資料 7 が厚生労働省からのそれぞれの補足説明資料をつけさせていただいております。

バインダーに綴じてある資料でございますが、これは暴力の関係の基礎資料などを適宜入れさせていただいておりますので、御参照いただければと思います。

そのほか男女共同参画基本計画の概要及び本体、関係するパンフレットなども御参考までにつけさせていただいておりますので、適宜御参照いただければと思います。

乱丁などございましたら、事務局まで申しつけください。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

関係省庁においては、先ほど申し上げたとおり時間の関係もありますので、委員の皆様からいただいた質問を中心に御説明をお願いできればと思います。

それでは、第 9 分野の第 1 項目「女性に対する暴力の予防と基礎づくり」に関しまして、まず内閣府から説明をお願いします。

○水本暴力対策推進室長 では、内閣府から説明をさせていただきます。

お手元の席上参考配付の資料を中心に御説明をさせていただきます。

最初に渡辺委員から、これは第 9 分野全体にかかわる御質問でございますけれども、本分野の施策や取組に関する効果の指標についての御質問がございました。バインダーファイルの資料の目次から 1 枚めくっていただければと思いますけれども、こちらが第 3 次計画の第 9 分野の本体でございます。その 1 ページ目の下側のところに成果目標というものがございまして、例えば配偶者暴力防止法の認知度でございますとか、あるいは市町村における配偶者暴力相談支援センターの数といったものが第 9 分野の成果指標となつてございます。ただ、それ以外にももちろん個別の施策に応じまして、例えば配偶者暴力支援センターへの相談件数ですとか、研修事業であればその満足度調査といったような各種指標をとっておるところでございます。

続きまして、鈴木委員からの御質問、それから、種部委員からもございましたけれども、若年層及びその指導者に対する研修についての御質問がございました。こちらの研修につきましては平成 22 年度から実施しているものでございまして、資料にも書かせていただいておりますけれども、本年度におきましては 3 回で、人数については大体 200 人程度ということでございます。

それから、個別の自治体あるいは学校などにおける研修についての御質問もございました。これについては内閣府として特段の予算措置があるとか、統計をとっているということではないのでございますけれども、こちらの研修で使っております教材、指導教材でございますとか DVD もございます。こういったものを使って学校などで研修をしたいという御要望を複数いただいておりますので、そういった御要望に応じて資料の配付等を行っているところでございます。

続きまして、辻村会長から配偶者暴力防止法改正の広報についての御質問がございまし

た。配偶者暴力防止法の改正について、ホームページあるいは自治体への通知などによって広報啓発を図っているのは当然のことでございますけれども、特に我々といたしましては、女性に対する暴力をなくす運動、これは毎年11月に行っている運動でございますけれども、特に今年度につきましては改正法に関する部分を強化しております、例えば配偶者の暴力についての部分をプレーアップしたポスターを作って配付する、あるいは政府広報のラジオやインターネットテレビなどでも女性に対する暴力を取り上げておりますので、その中で改正法の内容の周知等を行っているところでございます。

続きまして、種部委員から市町村を窓口とした支援についての御質問がございました。配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、昨年度で約10万件。このうち市町村の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数が約3万5,000件ございます。まず相談に来ていただくというのが非常に大事なことでございますが、来ていただいたものを適切な相談支援につなげていくというのも非常に大事でございますので、我々としては相談員等を対象にした研修などを行って、質の向上を図っておるところでございます。

また、センターだけで相談支援が完結しない場合が多々ございます。警察でございますとか、福祉事務所などに必要に応じて連携をとってつないでいく、支援をつないでいくことが非常に大事でございます、そういった面も含めた研修を行っているところでございます。

続きまして、鈴木委員からDV相談ナビの認知度等についての御質問がございました。何パーセントという形での統計というのはとっていないのでございますけれども、当然これは知っていただかないと意味のないものでございますので、先ほど申し上げましたポスターなどにおいてそういった掲示を行うといった取組を行っております。また、なくす運動の中で、シンボルカラーである紫色に東京タワーなど全国各地の有名な施設を点灯していただくパープルライトアップというものを行っております、本年度においては全国32カ所ということだんだん広がってきているところでございます。

続きまして、同じく鈴木委員から、民間団体等の実態把握等についての御質問がございました。こちらについては、我々の方で女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業というものを行っております、地方公共団体の相談員等を対象にした研修なのでございますが、地方公共団体の職員だけではなくて、センターと連携している民間団体の相談員等も対象としております。この研修内容はいわゆる座学の講義だけではなくて、ケーススタディなどのワークショップ形式で、相談員等でいろいろ話し合うというような取組を行っておりますので、そういった取組などを通じて自治体側と民間団体側との情報共有あるいは連携などが進められていると考えております。

内閣府からは以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続いて警察庁から説明をお願いします。

○警察庁 警察庁でございます。

警察ではストーカー事案、配偶者からの暴力事案につきまして、被害者の安全確保を最優先に加害者の検挙等の措置を講ずるとともに、被害者の安全な場所への避難、身辺警戒等の被害者支援を迅速、的確に講じているところでございます。

辻村会長からは、平成25年の配偶者暴力防止法、ストーカー規制法の改正についての広報活動や、今後、周知徹底を図るための方法について御質問をいただきました。警察におきましては、被害者から相談を受けたとき、犯人を検挙したとき等に相談者に教えたり、広報をするような形で周知を図っておりますほか、平成27年度におきましては、法改正内容を含むストーカーに関する情報全般について、ホームページを含むさまざまな手段により提供して周知・啓発を行うため、ストーカー被害等の未然防止のための知育・徳育活動経費を予算要求しているところでございます。

また、辻村会長から御質問がありました警察庁のストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会につきましては、配付資料、補足説明資料の中に報告書の概要版というものがあまして、あとは報告書本体のほうもお配りさせていただいているかと思えますが、そちらを御覧いただければと思います。有識者検討会では、ストーカー行為等の規制の在り方、加害者対策の在り方、被害者等を支援するための取組に関しまして幅広い議論がなされまして、それぞれにつきまして具体的な提言がなされたところでございます。これを踏まえまして警察庁では関係省庁等とも連携しながら、提言の内容を速やかに具体化するための取組を推進することとしております。

○鹿嶋会長 すみません、ストーカーの配付資料というのはどれですか。

○警察庁 警察庁補足説明資料というものが資料4でありまして、その1枚目に概要というものが配られておりますのと、あと、報告書本体につきましてはどういう配付のされ方をしているのかは私にはわかりませんが、バインダーのほうにとじられているのでしょうか。そちらでございます。

こうした提言の内容を速やかに具体化するための取組を推進することといたしてございまして、平成27年度予算要求はもちろんでございますが、すべての女性が輝く政策パッケージのほうで、有識者検討会の提言の方向性も踏まえつつ、関係省庁からなる会議においてストーカー総合対策を取りまとめることになりましたので、そういった作業もしているところでございます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続きまして、法務省から説明をお願いします。

○法務省 法務省です。

阿部委員からいただいた、少年院における矯正教育プログラム、性非行について平成25年に重点指導施設を定めて実施とあるが、効果を確認できたのはどういうところかという御質問に対して御説明をさせていただこうと思っております。

御承知のことと思えますけれども、少年院は刑事手続ではなく保護処分で家庭裁判所の

審判の決定を受けて、少年院で矯正教育を受けるということで収容されておりまして、幅広い教育活動をしている施設ですけれども、その中で性加害者の少年のうち重点指導施設というものを定めて、平成25年からプログラムの重点的な実施を始めたところです。昨年からの取組ということもあって、その効果検証の仕方も含めて現在、鋭意検討中、データを集積中です。効果をきちんと検証していく必要性を感じているので、その取組を始めておりますけれども、まだデータを収集中ということもあって、現段階ではここで御紹介できる段階にないということをお報告させていただきます。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続きまして、文部科学省お願いします。

○文部科学省 文部科学省では、この分野では暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、若年層を対象とする予防啓発の拡充ですとか、教育、学習の充実に取り組んでいるところでございます。

まず、鈴木委員から学校現場での取組について御質問をいただきましたけれども、学校においては暴力は許されない行為であるということは人権尊重の観点から指導しているところでございまして、人権教育は児童・生徒の発達段階に応じまして、教育活動全体を通じて行っているところでございます。

その指導の在り方につきましては、文部科学省におきまして平成20年に報告書を取りまとめまして、人権教育推進のための校内体制の在り方ですとか、あるいはその指導内容、例えば地域と連携するですとか、体験的な活動を取り入れたり学習形態を工夫する等について整理してお示しするとともに、各地域での実践事例の収集・公表を行っているところでございます。

また、特に暴力行為につきましては、平成23年度に暴力行為のない学校づくりについてという報告書をまとめさせていただきますと、具体的な取組例も含め示しているところでございまして、こうしたものを参考にしながら各地域、学校で工夫しながら進めているものと考えております。

また、御質問の中で交際相手等からの暴力の予防啓発についても御質問をいただいておりますけれども、内閣府のほうから総括的な御説明をいただいているところでございますが、文部科学省といたしましても配偶者暴力防止法の改正に伴う基本方針の改定を受けまして、平成26年1月に各大学ですとか教育委員会等に対して、若年層への教育啓発等について周知を促す事務連絡を発出する等、関係機関への周知を図っているところでございますし、毎年11月に実施されている女性に対する暴力をなくす運動におきましても、内閣府と連携協力いたしまして、同運動の趣旨を広く周知するという趣旨から、大学等の教育機関に対してポスターやリーフレットを配布するなどによって、そういった取組を通じて若年層に対する予防啓発の推進に努めているところでございます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

質疑に入りますが、どなたか質問がある方はおられますか。

○辻村会長 法務省の方に教えていただきたいのですけれども、質問ナンバーの6番、このコメントの2枚目、配偶者暴力防止法改正とかストーカー規制法の改正について各省でどのように広報されているのかという質問ですが、法務省さんの回答に、当省の所管法令でないため、回答できないという言葉がございます。私は少し驚いたのですが、配偶者暴力防止法とかストーカー規制法は、法務省は関係ないという話ですか。所管法令ではないというのはどういうことでしょうか。

○法務省 所管法令という場合に、お尋ねはDV防止法とかストーカー規制法、これは議員立法でございまして。

○辻村会長 制定については議員立法だということは承知しておりますけれども、一旦制定されましたら国内の法律として行政機関が執行するのですね。

○法務省 基本的には警察庁がそれを見るという形になっているのではないかと承知しているところです。

○辻村会長 法律の執行に関する事柄で、既に何度も改正もしているわけです。今回の改正も議員立法でなされたことは承知しておりますけれども、その法律の執行について法務省が所管法令でないという回答をされるということは奇異だったのですが、これはおかしいことではないのですか。議員立法だから関係ないということですか。

○法務省 議員立法で行われたものですが、罰則の運用については当然検察に関することですので、法務省刑事局が関わってくる部分がございます。ただ、この解釈であるとか、そういった点についてはあくまで所管外になってしまうということがございます。

○辻村会長 広報活動が所管外だというお答えならば、それはありうるかと思ったのですが、法令自体が所管外というお答えはびっくりしたのです。これはどうなのですか。議員立法だからというお答えですが、閣法だけを対象にするということですか。そんなことはあり得ますか。保護命令などの運用もありますし、法務省は当然大きく関わっておられるのではないかと思ったのです。

○法務省 申し訳ございません。所管外ということしかお答えできません。

○辻村会長 正式回答が所管外ですか。では、結局どこの所管になるのですか。警察庁の所管ですか。

○警察庁 ストーカー規制法については、私ども警察庁のほうで所管はしておりますが、恐らくお尋ねの趣旨としては解釈運用がどうこうというよりは、被害者の方、窓口に来られた方にどういうふうになるか、例えば。

○辻村会長 ですから、広報活動などという限定であれば、お答えとしてはわからない訳ではないのですけれども、当該法令自体について所管法令ではないというお答えですので、所管法令という概念について警察庁だけが責任を持って運用するという理解でよろしいですか。そんなことはないのではないですか。

○警察庁 警察庁だけといたしますか、いろいろ法律に書かれておりますことについては、現在のストーカー規制法については、関係機関の連携協力、民間への支援、自治体に関係する部分等もありますけれども、警察だけが責任を負うということではなくて、当然関わっていただく全ての省庁がストーカー対策については連携してやっていただくものだとこちらは理解しております。

○辻村会長 そうですね。省庁連携だと私も認識しておりましたし、内閣府はその考えでよろしいでしょうか。

○水本暴力対策推進室長 私のほうからは配偶者暴力防止法についてでございますけれども、配偶者暴力防止法は議員立法でできた法律ではございますが、中身につきましては被害者支援の部分もございまして、保護命令のような司法手続などいろいろな部分がございます。したがって、もちろん全府省関わっている話でございますけれども、特に関係する内閣府、厚生労働省、警察庁、それから保護命令の司法手続の部分については法務省にもいろいろ関わっていただきながら、施策を遂行しているところでございます。

○鹿嶋会長 そういう理解でいいですね。

○辻村会長 所管外だという答えのままでいいですか。

○鹿嶋会長 いや、一部所管外でないことは説明したのではないですか。もう一回説明しますか。

○法務省 所管法令という言葉の問題であろうかと思えます。もちろん法務省は検察の運営に関することを所管しておりますので、それに関わる部分が当該法律についてもあるということは事実でございます。

○辻村会長 所管法令は議員立法だから所管法令ではないということではなく、一部分でも管轄していれば所管法令になるのではないですか。だから所管法令ではない、というところは間違いかなと思ったのです。

○法務省 通常の語義からすると、そのとおりでございます。所管というよりも、その法律の運用に携わっているということでございます。

○辻村会長 携わっていますね。ありがとうございます。

○鹿嶋会長 ほかによろしいですか。柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 柿沼でございます。

法務省の方に1つ教えていただきたいのですが、資料5の性犯罪の罰則の在り方に関する論点整理案というものがあるのですが、例えば5のところでは地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設というものがあるのですが、現場で離婚をして子連れで再婚するケースが大分増えたり同居をする中で、こういった非常に従属的な立場にある人に対する実態が増えているということを現場から聞いているのですが、これは設けるべきかと書いてありますが、積極的な規定の在り方として弱い人の味方になるような法規制がなされていくのでしょうか。そこら辺のところどうなのでしょう。

○法務省 お尋ねの点は御承知のことかもしれませんが、昨年10月31日の第1回会議を皮

切りに、性犯罪の罰則に関する検討会を年内に4回開催したところでございます。木村委員にもこの検討会の委員になっていただくなどしまして、鋭意検討を進めているところでございますが、今、委員の方々の検討段階にあるというところでございまして、今この段階でこういう方向になりますということをお答えすることは難しい状況にございますが、引き続き5、地位・関係性に関する規定の創設については有益な議論をしていきたいと考えておるところでございます。

○鹿嶋会長 よろしいですか。ほかにはいませんね。ありがとうございます。

それでは、続きまして第2項目め「配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等の推進」に移ります。初めに内閣府から説明をお願いします。

○水本暴力対策推進室長 内閣府でございます。

最初に辻村会長からの御質問でございまして、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法の一部改正を踏まえた統計分析についての御質問がございました。内閣府においては配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数をとっているところでございますけれども、昨年1月に配偶者暴力防止法の一部改正法が施行されたことに伴いまして、様式を改修いたしまして、法の対象となりました生活の本拠を共にする交際相手あるいは元交際相手からの暴力相談件数を把握することとしたところでございます。

その件数でございますが、年度単位ですので3月までの3カ月分しかないのでございますけれども、この3カ月間、生活の本拠を共にする交際相手あるいは元交際相手からの相談件数が約600件となっております。

また、平成25年度全体における相談件数は、生活の本拠を共にしないものも含んでおりますけれども、交際相手からの暴力に関する相談件数は約4,800件となっております。平成24年度においてはこれが3,500件弱でございましたので、約1.4倍ということでもかなり大きな伸びを示しているところでございます。

続きまして鈴木委員からの御質問でございまして、我々が実施いたしました配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令の関与等に関する実態調査の内容についての御質問がございました。こちらの調査は全国の配偶者暴力相談支援センターに対するアンケート等の調査を行ったものでございまして、このうち保護命令についての課題につきましては、保護命令期間でございますとか、その対象でございますとか、あるいは発令までにかかる期間といったことについての御意見をいただいたところでございます。このうち対象につきましては先ほどより申し上げております法律の改正におきまして、生活の本拠を共にする交際相手にまで広がったということでございます。

また、保護命令までの発令期間につきましては、現行制度におきまして、緊急性など一定の要件を満たしました場合には、審尋等の期日を経ずに保護命令を申し出ることができるという仕組みがございます。昨年4月に女性に対する暴力に関する専門調査会でおまとめいただいた報告書でも、この制度の周知等を図るべきという御意見をいただいておりますので、それを踏まえて研修等で周知を図っているところでございます。

続きまして、同じく鈴木委員から加害者の更生についての御質問がございました。これは先の話になって恐縮なのでございますが、内閣府では来年度の概算要求におきまして、配偶者に対する暴力の加害者更生に係わる実態調査研究事業の要求を行わせていただいております。もしこの事業を認めていただけるということでございましたならば、実際に加害者更生を行っております民間団体等へのヒアリングなどを行うことを予定いたしております。

続きまして、阿部委員、岡本委員からいただいております若年層を対象とした研修についての御質問でございます。実態については先ほど申し上げたとおりでございます。なお、リベンジポルノについて取り上げているかという御質問がございましたけれども、この研修自体は若者を加害者にも被害者にもしないためのいろいろな研修ということでございますので、広い意味ではもちろんリベンジポルノのようなものも入ってございますが、リベンジポルノ問題そのものをターゲットにした教材あるいは研修内容等は、今年度の研修においては取り上げていないところでございます。

最後に、原委員から被害傾向の変化等についての御質問がございました。これは過去というよりこれからのことでございまして、バインダーファイルの一番最後、11番というところにつけておりますけれども、男女間における暴力に関する調査、これは内閣府で行っておる調査でございますが、3年に1回行っておる調査でございます。その調査年次は本年度でございましたので、平成26年度の調査、まさに今、行っているところでございます。この中で交際相手からの暴力についても設問を立てておりますので、その結果が取りまとまった段階で変化あるいは新しい動きなどありましたら、それを踏まえて施策を講じていきたいというものでございます。

内閣府からは以上でございます。

○鹿嶋会長 続いて警察庁、お願いします。

○警察庁 警察庁でございます。

辻村会長より、平成25年の配偶者暴力防止法改正、ストーカー規制法改正後の運用状況について御質問いただきましたが、警察庁では1年集計で統計を取りまとめておりますので、平成26年の統計は現在、取りまとめ中でございます。本年3月ごろに公表予定にできるかと思っております。

平成25年の統計ですが、先ほど見ていただきました有識者検討会の報告書の本体の方の18ページ以降に、25年中のストーカー事案の対応状況ということで統計を載せておりますけれども、認知件数が2万1,089件ということで、前年比1,169件増加しております。法施行後最多となっております。

ストーカー事案の検挙状況につきましては、刑法、特別法の適用による検挙は1,574件ということで前年比70件増加であります。ストーカー規制法違反検挙は402件ということで、前年比51件増加ということで、いずれにつきましても法施行後最多となっております。

ストーカー規制法の改正法の適用状況につきましては、見ていただいている資料の19ペ

一ジの真ん中の方ですけれども、電子メールの連続送信に係る事実による警告143件、禁止命令等8件、それから、被害者の居所、行為者の住所地、行為地を管轄する警察、公安委員会による警告というものが95件、禁止命令等4件というもの。また、警告申出人の申出を受けて禁止命令等を実施した件数が30件となっております。

配偶者暴力事案につきましても、同じタイミングで取りまとめておりますので、平成26年の統計は本年3月ごろに公表できるかと思えます。改正法の適用状況についての件数は出ておりませんが、平成25年中につきましては認知件数が4万9,533件ございました。前年比5,583件増加ということで法施行後最多となっております。また、配偶者暴力事案の検挙状況につきましても、刑法、特別法の適用による検挙は4,300件ということで、これも前年比197件増加して法施行後最多となっております。

御説明しましたとおり、平成25年中でストーカー事案、配偶者暴力事案の認知件数はいずれも過去最多となっております、その対策は重大な課題でございます。警察としましては、こうした事案に的確に対処するために、現在、全ての都道府県警察におきまして一元的な対処体制を構築し、署と本部が一体となって被害者の生命、身体、安全確保を最優先にするとともに、加害者に対しては検挙等による積極的な対応に努めているところでございます。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続いて法務省、お願いします。

○法務省 法務省でございます。

鈴木委員、辻村会長から質問をいただいております加害者更生の取組について説明をいたします。

保護観察所におきましては、保護観察対象者の問題性に焦点を当てた処遇を実施しているところでございます。配偶者に対する暴力的行為がある者については、DV類型ということで把握をさせていただいております、それらの者につきましては認知行動療法をベースといたしました暴力防止プログラムの受講を義務づけて、暴力的行為の改善を図っております。さらに、被害者等との接触の禁止を定めた特別遵守事項を設定いたしまして、被害者の安全に配慮した指導を実施しておるところでございます。

以上です。

○鹿嶋会長 厚生労働省、お願いします。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

まず相談体制の充実に関しまして、岡本委員から婦人相談所の夜間・休日対応の実態について御質問をいただいております。婦人相談所は配偶者暴力支援センターということで位置づけられておりますが、これは25年度で厚生労働省の休日・夜間電話相談に関する補助事業を活用した都道府県は、37都府県となっております。

それから、被害者の保護及び自立支援に関しまして、岩田委員から自立支援は効果を上

げているかという御質問をいただいております。まず計画期間中の取組といたしまして、1つ目ですが、DV被害者の経済的支援を迅速に行うという観点から、DV被害者に係る児童扶養手当の支給につきまして、平成24年8月からDV保護命令を受けている児童につきましては、離婚前においても支給できるように改正したところでございます。

自立支援に関する効果というところでございますが、なかなか数字的に評価が難しいところではございますけれども、まず数字を用いながら御説明したほうが良いということで、婦人相談所で一時保護した後の状況というところを見ますと、中長期的な支援を行う婦人保護施設、こちらに入所する割合が平成22年度から平成25年度で少し低下傾向にあるといったところが見られるところでございます。その一方、生活保護などを受給する被害者の自立をサポートする民間団体といったところの支援を受ける割合というものが、平成22年度から25年度にかけては上昇傾向というところでございます。

こうした状況を見ますと、DV被害女性の自立支援に関する取組は一定程度効果を上げているのではないかと考えております。今後は日常生活上の基本的な生活習慣は身につけているが、そのために婦人保護施設の入所には至らないけれども、随時相談などが必要な方に対しまして、民間団体の力も活用しながら支援を行うといったところについて、検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

当省におきましては、平成26年度からDVシェルターを運営するNPO法人などに対しまして、NPO法人等がDV被害女性に対しまして生活相談、行政機関への同行支援など、それから、家庭訪問や職場訪問といったことを一体的に行うということで、その取組の効果を検証する事業を開始したところでございます。こういったところを活用しながら、DV被害女性が自立できるように各種取組の推進に努めていきたいと考えているところでございます。

同じところで資料1-1の31ページ目のところに関しまして、岡本委員と鈴木委員から同じ御質問をいただいております。31ページ目の一番上のところですが、暴力行為からの安全の確保というところで、これは平成24年度と平成25年度、両方とも34となっているのですけれども、平成25年度は35というところで訂正させていただきます。失礼いたしました。

以上でございます。

○鹿嶋会長 では、質疑に入りますが、質問、意見がある人はどうぞ。

○原委員 警察庁にお願いします。交際相手からの暴力被害の支援ということで、警察の方と連携をしたりというところをお願いすることがあるのですけれども、ここで書かれているほど情報共有がDVセンターにフィードバックされていないというのが現場にいて感じているのです。こちらの方から情報提供をしても、警察の方からいただくことが少なく、情報共有がうまくいっていないと感じております。現場によって違うと思いますが、できればそういう実態をもう少し把握していただければと思います。

○警察庁 こちらの回答にも書かせていただきましたように、基本的なスタンスとしまし

ては関係機関、特にDVセンターもそうですし、自治体とかシェルターとか婦人相談所とか、特に被害者の支援をやっていただくところと個別の事案はもちろんですし、それ以外にも連携会議のようなところで、できるだけお互いの組織の立場も理解しつつ情報共有を進めるようにということで、私どもとしては取組を進めております。また、いろいろ各県においてどういった状況なのかということも私どもも調べたりしておりますので、もしそういうことが個別にあるのであれば、また個別にいろいろやっていければと思います。

○種部委員 厚生労働省の方にお伺いしたいのですけれども、まず岩田委員からの質問、6番になるのですが、自立支援をするときに民間団体の力を活用しながらということが書いてあるのですが、そのとおりでして、なかなか全てを公的機関でという訳にはいかないので、よりフレキシブルな民間の力を使うというのは大変賛成なのですが、これに対して金銭的なインセンティブというのは全く与えていないものなのか。こちらの方でモデルの事業をされていると書いてあるのですけれども、それは予算として組んでやっているのか。ただ単にボランティアとして頼っているということなのか、その辺をお聞かせいただきたいのが1点。

もう一点は、質問をしたと思うのですけれども、質問番号の11にあります、DV被害者の方がまさに今、保護命令を受けていた場合に妊娠をしていた場合、これは抗拒不能の状態パートナーから性行をされて妊娠をしている場合には、中絶をするときに相手の同意が必要ということになります。これは非常に人権的に問題であって、その同意を取りに行くことで生命に係る危険もあるということを申し上げたのですが、コメントとしては第三者を介して同意を得るといったことだったので、これは例え第三者を介するなり、あるいは間接的に同意をいただくような形をしても、配偶者が拒否をした場合は中絶ができない。産むという選択肢しか残されないことになってしまいますが、それでよろしいのでしょうか。人権的に非常に問題があると思いますので、今後これを見直すつもりがあるのかないのか。

それから、先ほど法務省の方からの補足説明の資料がありましたけれども、これは私はすごく期待してしまっていて、本当にこれで光が見えたというふうに変え私が高く評価しました。この見直しの中で地位・関係性を利用した暴力による性交というのは強姦に該当するというふうになれば、これは母体保護法で言うところの14条の2項、強姦として暴力による性交ということに該当するので、夫婦の間であっても同意は要らないということになるかと思うのですが、これをどのように読んでいけばいいのか、今後検討するつもりがあるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

民間団体への助成というところがございますが、まず今、行っておりますのはモデル事業でございますので、モデル事業の成果を見ながら一般的な施策に広げていくかというところは今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○厚生労働省 厚生労働省からもう一つ、種部先生からいただいた11番の御質問ですが、これは多分、先生同じお答えを何度もお聞きになっているかもしれないとすごく心苦しいのですけれども、現時点で法改正レベルの検討がされているという状況にはございません。確かにいろいろな御意見をいただくのですが、胎児の生命尊重であるとか、女性の自己決定とか、本当にいろいろな意見がございまして、様々な意見が存在しているために現時点では難しい問題であるという認識は変わっていないところでございます。

○法務省 御質問に対する回答になっているか、やや不安なところはございますが、資料5の地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設に関する論点ですとか、7の配偶者間における強姦罪の成立についてという論点に係る問題ではなかろうかと思っております。

先ほども少し付言したところでございますが、まだ検討を始めた段階というところもございまして、なかなか方向性は今、議論を深化させているところでございまして、引き続き鋭意検討していきたいと考えております。

以上です。

○種部委員 今後検討するというところで、期待が持てるということですね。

○鹿嶋会長 ほかによろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次にいきます。次は第3項目め「性犯罪への対策の推進」に移ります。初めに内閣府から説明をお願いします。

○内閣府 内閣府の共生社会政策担当、犯罪被害者等施策推進室でございまして。

鈴木委員と種部委員から、ワンストップ支援センターに関しまして現在の整備状況に関する情報など、それから、問題点の把握状況ということで御質問がございました。

ワンストップ支援センターの設置の促進につきましては、犯罪被害者等基本法のもと、第2次犯罪被害者等基本計画においても盛り込まれているところでございます。犯罪被害者等施策推進室では、平成24年に関係省庁や被害者支援に携わる方々の御協力を得まして、ワンストップ支援センターの開設及び運営のノウハウ等を盛り込んだ手引きを作成いたしまして、地方公共団体、医療機関、民間団体等の関係機関、団体に対して配付し、情報提供をしたところでございます。

御存じのように、ワンストップ支援センターの設置主体は地方公共団体、民間団体等の多様な主体が考えられるところでございます。また、その設置のために活用できる資源は地域によって異なり、さまざまな形態も考えられるところでございます。

先ほど申しあげました手引きの中では、被害者団体、支援団体からの要望等も踏まえまして、将来的には各都道府県内に少なくとも1つは地域の事業としてワンストップ支援センターが設置されることが望ましいという記載があるところでございます。

しかしながら、このような性犯罪被害者支援のための連携の一端を担っていただいております支援者、医療従事者等の人的資源につきましては、地域によって様々であると承知しております。また、必ずしも全ての地域において、関係者間における連携の必要性につ

いて、理解と認識を共有していただいている状況にはまだないと思っているところがございます。

内閣府といたしましても、引き続き性犯罪、性暴力被害者支援の重要性について働きかける必要があると認識しているところがございます。

以上です。

○水本暴力対策推進室長 引き続きまして、男女共同参画局から御説明をさせていただきます。

男女共同参画局からも同じく鈴木委員及び田辺委員の御質問についてのお答えでございます。男女共同参画局では昨年度、平成25年度でございますけれども、性犯罪被害者支援に関する調査研究事業を実施いたしました。報告書については紙ファイルの資料6におつけいたしております。こちらは有識者の方のお力も借りまして、ワンストップ支援センターの設置を含みます地方公共団体における性犯罪被害者支援の取組についての实地調査等を行ったものでございます。

また、今年度からでございますけれども、性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究事業を実施いたしております。こちらはワンストップ支援センターの設置を含みます地方公共団体等が行っている性犯罪被害者支援の取組につきまして、その計画を自治体のほうからお出しいただきまして、それをもとに被害者支援の取組をやっていただく。その結果をこちらのほうにフィードバックいただきまして、調査研究を行うものでございます。

本年度については、9つの自治体に対して、いわばモデル事業のようなものでございますけれども、支援を行っております。本事業につきましては、来年度についても概算要求をさせていただきます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 続いて警察庁、お願いします。

○警察庁 警察庁です。

警察庁では、性犯罪への対策といたしまして、性犯罪捜査に精通した捜査幹部、捜査員を育成するための研修を実施しているほか、女性警察官を性犯罪捜査員として指定するなど、捜査体制の整備、拡充を図っております。

性犯罪の潜在化防止に向けた取組といたしましては、被害者の精神的負担を少しでも緩和するため、被害者が望む性別の警察官による対応を行うよう配慮しているほか、性犯罪捜査担当係へ女性警察官を積極的に配置し、被害者からの事情聴取、証拠採取、病院等への付き添いなどを実施しております。

また、性犯罪被害に遭った女性が躊躇せずに警察への届出ができる環境づくりのため、全国の警察本部に性犯罪被害110番等の相談電話を設置したり、被害者のプライバシー保護等に配慮した相談室や、被害者支援車両の整備を推進しているところであります。

さらに、昨年10月からは5都道府県の医療機関に対しまして、医師等が警察への届出を

います。

各教育委員会におきましても必要な対応が行われるよう、引き続き適切な指導を文科省といたしましてもしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鹿嶋会長 では、質疑に入りますが、質問、御意見等々ありますか。

○種部委員 ワンストップ支援センターのことをたくさん質問させていただいて、明快な答えをいただきました。ワンストップのモデルが出されたことで、どこでどういう取組をするべきかかなり明確になったと思いますので、地域ではそれぞれにあるインフラを使ってうまくやっつけていると思います。問題として残されているところはお金の問題でして、ワンストップの運営ということ自体に対して今、どこかからお金が出ているわけではありません。警察庁は一生懸命取り組んでいただきまして、公費負担が出るようになりましたので、警察に被害届を出すと言った方につきましては、その仕組みを運用させることが可能な状況になっていると思いますが、届け出をしないとされた場合には、公費の負担を使うことができません。

実際にそうなった場合には自由診療という形で診ることになると思うのですが、この辺は厚生労働省の方にもお聞きしたいところですが、私は省庁を超えて対応することが可能かとお聞きしたのですけれども、その意図といたしましては、例えばそれで警察のほうでの届けはされないというふうになった場合に、これは保険診療としての扱いはできないという理解でよろしいのでしょうか。例えば自賠責とか労災とかと同じような扱いと取り扱うならば自費ということになると思うのです。具体的にどうやって医療機関で取り扱えばいいかということは、この手引きの中には示されていませんので、これは自由診療とすべきとか、その辺については今後の課題かと思うのですけれども、ぜひ次の計画を立てるときには、そこら辺まで介入していただきたいと思っています。

例えば具体的に現場で何が困るかといいますと、性感染症の疑いがあるということで自覚症状もあるが、実はこれは強姦被害によるもので、届出はしませんでしたと言われた場合には保険診療でいけるかと思うのですけれども、緊急避妊は自費になりますので混合診療をしなければいけない状況になってしまいます。それは非常に困るわけで、現場としては診療するときはどう扱っていけばいいかわからなくて困っていることがあると思うのです。ですから、警察に被害届を出した場合、出さなかった場合はどのような形で医療提供をすればいいのかということ踏み込んで明記していただくように、次の計画の中、これから一歩進めて事業をやっていただければ助かります。

○鹿嶋会長 意見を求めますか。意見としてだけでいいですか。

○種部委員 今すぐは難しいと思いますけれども。

○鹿嶋会長 ほかにありますか。

○種部委員 もう一点よろしいですか。現在なされている性暴力被害の対応は勉強している医師あるいは看護師が明確な対応をするので、質問のときには厚生労働省の方にお答え

いただいたのですが、文部科学省の方にもぜひお聞きしたいと思います。

卒後研修の中で看護師対象に、あるいは精神科医対象に研修をしているということなのですが、一番本当はそれをきちんと勉強しなくてはいけない産婦人科医あるいはかかりつけ医、救急を扱う医師は性暴力の対応について全く知らないために、証拠保全ができないということが現場では起きています。そのDNA採取ができていないことのために起訴に至らないということがありまして、現場では困っております。ということで、今後ぜひ卒後研修あるいは生涯教育研修、どのような形でもいいのですけれども、医学教育の中に性暴力被害あるいはDV被害に対する対応というものをに入れていくように検討をぜひお願いしたいと思います。

○鈴木委員 文部科学省から御説明いただいて、ありがとうございます。非違行為に関する、あるいは懲戒処分の基準やガイドラインを策定されているというお話ですが、これは全ての教育委員会で同じレベル感でそうしたものが策定されているし、周知が促されているということで理解してよろしいのかどうか。近年それによってこうした問題が改善しているということを何か数字があるのかどうかわかりませんが、把握できているのかどうか、その点を教えていただきたいと思います。

○文部科学省 基本的には全ての各教育委員会に通知はしてはしまして、ただ、実際にどこまで作られているかというのは私は今、手持ちがございませんので、もしわかれば後ほどさせていただきます。

また、減少しているかという点につきまして、直近の数でございますと若干増えているという状況でございます。

○辻村会長 法務省刑事局から御回答いただきましてありがとうございます。13ページ、質問項目7については、先ほど口頭でもコメントのところと同じ御回答をいただいたのですが、強姦罪の見直しなど、構成要件の見直しなども含めて性犯罪に対する罰則の在り方を検討するというのは、御承知のとおり第3次計画の中に書き込まれたテーマでございます。担当府省が警察庁と法務省となっていて5年間の計画なのです。5年間で検討するということですから、27年度末までに検討を終えるということですね。先ほどは今始めたばかりで具体的にお示しできない、結果はわからないという御回答だったのですが、一応、その回答を踏まえまして27年度末までには検討結果が出るという認識でよろしいわけですね。

この資料5の内容を拝見いたしますと、大変これまでよりもかなり進んだ内容で、すべて法改正の対象になるものですね。法改正ですと、当然、法制審議会にかけて立法的な措置をするにはかなり時間がかかるわけですが、そういったことも見据えて、ここで多数意見が出て法改正すべきだという議論になれば、法改正しますというスタンスだと理解してよろしいですか。今度、第4次計画にどの程度第3次と違う言葉が書けるかということを考えているのですけれども、また検討するという同じ言葉を書くだけではよくないと思いますから、27年度末にある程度検討結果が出て、必要があれば立法的措置をとると

というようなところまで進むというように、御回答が難しいことは私も了解しておりますのが、27年度末には検討が済む予定でと私は理解しますが、それでいいですね。

○法務省 御指摘のとおりです。27年度末を見据えて検討を進めています。その検討結果もそれまでに示すことになろうかと考えております。もちろん予断できないところですが、そういう方向で検討を進めているところです。

○辻村会長 立法的措置を含むということですね。

○法務省 御指摘のとおり、そのとおりでございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、次に移ります。次の項目ですが、4項目、5項目、6項目、7項目一緒に説明をお願いしたいと思います。

4項目「子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」、5項目「売買春への対策の推進」、6項目「人身取引対策の推進」、7項目「セクシャルハラスメント防止対策の推進」です。

初めに警察庁から説明をお願いします。

○警察庁 警察庁でございます。

警察庁からは4の子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進において辻村会長から、また、5の売買春への対策の推進において阿部委員から御質問いただいておりました、いわゆるJKビジネスへの警察庁としての対処についてあわせて御説明をさせていただきたいと存じます。

委員の皆様が御指摘されておりましたJKお散歩ですとか、観光ガイドを含むいわゆるJKビジネスにつきましては、女子高校生等の少年の性を売り物とする営業といたしまして、東京の秋葉原を中心に、全国の大規模な繁華街を擁する大都市に御指摘のJKお散歩や観光ガイドのほか、JK喫茶、JK見学クラブ、JKリフレ等、次々と形態を変えて出現をしているところであり、これらの営業において稼働している女子高校生等が性的な被害に遭うなどの危険性が指摘されているところであります。

警察庁では、全国の都道府県警察に通達を発出いたしまして、これらの営業につきまして各地域の実態把握に努めるとともに、労働基準法や風営適正化法等の各種法令を駆使して形態ごとに適用できる法令を検討して取締りを実施するほか、これらの営業において安易に稼働している女子高校生等に対する補導を推進しているところでございます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 続いて法務省、説明をお願いします。

○法務省 種々御質問いただいておりますところなのですが、先ほど来、御説明しているとおりになるかと思えます。1点、補足説明資料のほうで性犯罪の罰則の在り方に関する論点整理案というものをお配りしておりますが、これは昨年12月24日の第4回検討会におきまして、委員の皆様、全会一致で確定したものでございますので、確定版ということになります。この論点整理に従いまして地位・関係性を利用した性的行為に関する構成要件の

創設でございますとか、御質問に係わる部分としては性行類似行為の取り扱い、こういった点も含めて検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○法務省 同様に法務省から補足して説明させていただきます。

種部委員から御質問いただいていることとございまして、産婦人科的診察所見の証拠が重要だということは、もちろん御指摘のとおりでございますし、司法面接による供述の獲得が重視されるべきことは御指摘のとおりだと思います。そういった手法を取り入れて進めていこうというような流れもあるところでございます。

所管しております検察当局、捜査機関におきましては、まず被害者の事情聴取を行うに当たりまして、先に取調べ等を行っています警察ですとか、あるいは児童相談所におられます専門家、カウンセラーの方などもおられますので、そういった方からの専門的知識を得た上で、被害者の方が語りやすい雰囲気を作った上で、なおかつ事情聴取の回数を更に少なくするように努力しているところでございます。

また、法務省としては、検察職員に対してその経験年数あるいは経験等に応じた研修を行いまして、その中で司法面接に関する講義も行っております。そのほか現場で勉強会等もあるところでございますが、いずれにしても被害児童からの事情聴取能力向上を図るべく工夫しているところでございます。

以上でございます。

○法務省 人権擁護局でございます。

西委員から第3分野の3の関係で児童に対する暴行、虐待について御質問をいただいておりますけれども、こちらについて直接のお答えにならないかもしれませんが、回答できる範囲で回答させていただきたいと思っております。

法務省の人権擁護機関では人権侵害を受けたという被害者からの申告等に基づきまして、人権侵害事件として調査救済手続を開始しておりますが、そういった形で人権侵害事件として開始したもののうちで児童に対する暴行、虐待事案に関する事件は、平成25年においては総数2万2,437件のうちの911件で、約4%を占めておりました。ただし、このうち性的な暴行又は性的な虐待に関するものが占める割合については、そこまでの細かい統計をとっておりませんので、その詳細については回答できないということでございます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 続いて厚生労働省、お願いします。

○厚生労働省 性的被害を受けた子どもに対する相談支援等の児童福祉分野における取組についてでございますが、子どもの虹情報研修センターにおいて児童相談所職員等を対象に性的被害への対応について研修を実施しているほか、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設などにおける心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心的外傷のための心理療法を必要とする児童に、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施しております。

また、御質問いただいております司法面接の児童相談所における取組でございますが、

同じく子どもの虹情報研修センターにおいて児童相談所職員等を対象に、事実確認面接を含めた性的被害児童への対応について研修を実施しているほか、調査研究において「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン」を策定して、児童相談所等に示しているところでございます。

また、もう一つ御質問がございました漫画やi P o dなど音楽や動画などの楽しみを許可することの方が有用ということについてでございますが、一時保護所の保護期間中、インターネットなどで不適切な情報を入手するなどを避けるために無制限という訳ではないのですけれども、一定の娯楽は必要だと考えております。児童相談所運営指針の方にもスポーツ活動やゲーム、創作活動、読書、トランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の、室内遊戯等を計画し、参加させるよう配慮する。また、必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動等を実施することも子どもの安定化等に有効であると示しているところでございます。

それに対して国の支援でございますが、一時保護所における学習支援や夜間の対応の非常勤職員の配置に補助金を出していたり、個室化、ユニット化などの施設整備を財政支援しているところでございます。

○厚生労働省 続きまして厚生労働省から9分野の7の、特に雇用の分野におけるセクシュアルハラスメントについて御説明させていただきます。

雇用の分野におけるセクシュアルハラスメントにつきましては、平成25年12月に同性に対するセクシュアルハラスメントも含まれるものであることを明示するなど指針の改正を行い、セクシュアルハラスメントは絶対いけないものだということ等の周知徹底に努めているところでございます。セクシュアルハラスメントの相談に関して岡本委員から御質問をいただいておりますが、セクシュアルハラスメントの相談対応に関しましては相談者のプライバシーに配慮しつつ、相談者の立場に立った対応を心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続いて総務省、お願いします。

○総務省 総務省でございます。

9分野（4）イの児童ポルノ対策の推進につきまして御説明させていただきます。

主な施策の取組状況でございますけれども、児童ポルノサイトのブロッキングは、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要で、I S Pの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発実証を行い、その導入に向けた支援、環境整備を行うために児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験を実施しているところでございます。

御質問があった件でございますけれども、不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であるという方針につきまして、今般、児童ポルノ法が改正されたことにつきまして変更はないのかということでございますが、ブロッキングに関しましては児童ポルノ流

通による法益侵害が類型的に著しく、重大かつ深刻なものであることに鑑み、児童ポルノに限り例外的に認められているものでございまして、児童ポルノブロッキングに関し、児童ポルノ以外の画像等がブロッキングされないという観点から、こうした配慮が必要だということでございます。そうした観点から見ますと、今後法改正によっても変更はないものと認識しております。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

文部科学省、お願いします。

○文部科学省 9分野4の子どもに対する性的暴力への対策ということでございますが、相談支援ということでスクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカー等の配置を学校に促進しまして、学校における相談体制の充実を支援しているところでございます。

御質問といたしましては、スクールカウンセラー等の配置状況ということで鈴木委員から御質問をいただいておりますけれども、配置につきましては例えばスクールカウンセラーの中学校と公立中学校では85.9%という状況でございます。必要とする全ての子どもが相談できる体制整備のために、さらに充実してまいりたいと考えております。

9分野7でございますが、文部科学省では教育の場を初めといたしまして、研究ですとかスポーツ分野等におけるセクシャルハラスメントの防止に向けて実態把握のための調査ですとか、再発防止ですとか被害者の精神的ケアのための体制整備を促進しているところでございます。

御質問といたしまして、研究あるいはスポーツの分野における取組について御質問がございました。研究の面では主なフィールドである大学におきましては、ハラスメント事案に対して中立的な調査対策機関等における処理が行われていると承知しております。文部科学省におきましてはパワハラあるいはアカデミックハラスメントを含めたハラスメント対策に係わる体制が整うよう、毎年度フォローアップを行っているところでございます。

また、スポーツ分野につきましては前回、第14分野のヒアリングでも御説明いたしましたけれども、スポーツ指導における暴力を一掃するという事で大臣メッセージを発出するとともに、例えばセクハラ、パワハラ等についても独立行政法人日本スポーツ振興センターにアスリート等の相談窓口を設置し、被害者のケアを行う等、暴力ですとかセクシャルハラスメントの根絶に向けた取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

質疑に入ります。質問、御意見のある方。

○木村委員 児童ポルノのブロッキングに関して総務省にお答えいただいておりますが、ありがとうございます。ただ、御回答の内容、ページで言いますと机上配付だと16ページの最初のところなのですが、児童ポルノのブロッキングに関して児童ポルノ以外の画像

等がブロックされることは適当でないという御指摘があつて、確かにそういう議論があることはわかるのですが、児童ポルノだけということではおそらくなくて、いろいろなものが混ざっていて、その中に児童ポルノがあるというもの。そうするとこれはブロッキングできないということで、よろしいのでしょうか。

○総務省 こちらの实証実験なのでございますけれども、そうしたオーバーブロッキングがないように、かつ、児童ポルノだけのところでかなり精度高くブロッキングできるようにするための実証を行っているということでございます。

○木村委員 そうしますと、くどいようですけれども、それが含まれるようなサイトなりがあれば、それはブロッキングできると理解してよろしいということですか。

○総務省 現在、児童ポルノのブロッキングにつきましては、児童ポルノの画像が相当多数、また、相当な割合を占めるものにつきましてブロッキングしているところでございまして、必ずしも児童ポルノの画像だけということではないのですけれども、そうしたふうに児童ポルノの画像が多数または相当な割合を占めるものにつきましてブロッキングしているのが実態でございます。

○木村委員 相当というのはどの程度のことを想定されているのですか。

○総務省 相当というのは事業者のほうの運用基準になっていきますので、詳細につきましてはこの場で申し上げることは難しいのですけれども、児童ポルノの画像がかなり多数のものですとか、かなりの割合を占めているサイトにつきましてブロッキングしているのが実態でございます。

○木村委員 そうしますと、かなりの割合でないとブロッキングできないという実態があるというのは、やや問題があると認識しています。ありがとうございます。

○鹿嶋会長 ほかにはどうでしょうか。阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 今回の分野の中に直接含まれてはいなかったのですけれども、昨年ハーグ条約の締結に伴う施行で子供の連れ去りと言われている問題なのですが、その背景には多くはDVが関与していると言われておりますけれども、1つは日本国籍の女性がそれぞれの国に戻った場合の在留資格あるいは経済的な保障がどうなっているのか。逆に外国籍の母親が子供を連れ戻ってきた場合に在留資格あるいは日本での住居、安全が確保されているのかどうか。そういったことがもし今の時点でおわかりでしたら教えていただきたいのと、まだまだ実施で集約が十分でなければ、次の機会にでもぜひ教えていただきたいと思えます。

○鹿嶋会長 法務省ですね。今すぐで無理であれば次回に回答を持ちこしてもらってもいいですよ。

○法務省 恐らく法務省民事局なのかなという気もいたしますが、そこで回答できるかどうかも含めまして、持ち帰って検討させていただきます。

○鹿嶋会長 ということでよろしいですか。

○阿部委員 はい、結構です。

○鹿嶋会長 ほかにございますか。柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 私もちよっと性的暴力というところから外れてしまうかなと思ひまして躊躇していたのですが、ハーグ条約の適用で男性側と女性側のことだけではなくて、当の子どもの人権ということにかなり配慮をしていただけるような方向性を持っていただきたいと最近、実例なのですが、イタリア人の夫と日本人の妻で子どもを1年間に半年ずつ見ようという提案が出されたというのですが、イタリアと日本に半年ずつということは普通、物理的にもあり得ないのですが、そういうことが2人の都合で出てくる自体が子どもに対する視点が欠けているのではないか。これは国を超えてですが、そういうことで子どもの問題としてハーグ条約に絡めて少し検討を深めていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 意見として聞いておいてください。

次に移ります。次は8項目め「メディアにおける性暴力表現への対応」ですが、ここでは第13分野「メディアにおける男女共同参画の推進施策」のうち、暴力に関する事項についてもあわせて説明をお願いしたいと思います。

初めに内閣府から説明をお願いします。

○内閣府 内閣府の共生社会政策担当でございます。

まず最初に松下委員から御質問がありました、有害図書の指定以外の施策の取組状況についてであります。内閣府では青少年が児童買春や児童ポルノに係わる犯罪等の被害者にならないように、青少年の非行被害防止全国強調月間や青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム等、機会を捉えて積極的な広報啓発を行っているところでございます。特にインターネットにおきましては資料3の3枚目の裏面にありますように、「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」と記載されました保護者向けの普及啓発リーフレットを、公開等を通じてフィルタリング等の利用普及を促進しているところでございます。

続いて岡本委員から御質問がありました、都道府県の有害図書の指定状況についてであります。委員御指摘のとおり条例につきましては各都道府県によりその内容に違いがあることは承知しております。これは各都道府県におきまして地域社会の状況や地域住民の意識と様々な事情を勘案して、所要の条例を定めていることによるものと考えております。内閣府では都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に運用されるよう、青少年育成条例ホームページを整備し、都道府県の有害図書の指定状況を掲載するなど、最新の先進事例を情報提供し、都道府県の取組の支援を行っているところであります。

続きまして鈴木委員から、具体的な調査研究の実績及び国際比較を行った場合の日本についての課題についての御質問でございます。内閣府では平成25年度の事業でアメリカ、イギリス、ドイツにおける有害環境への法規制及び非行防止対策等に関する実態調査研究を実施しております。調査研究の結果につきましては報告書を各都道府県、政令指定都市

に配付したほか、内閣府のホームページにおいて公表しているところであります。国際比較につきましては、各国の情勢、規制状況等の違いもあることから一概にお答えすることは困難ではありますけれども、現在、我が国ではスマートフォンを初めとする新たな機器、サービスが急速に浸透する中、青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化していることから、民間における自主的かつ主体的な青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に向けた取組が一層推進されるよう、関係機関、団体等の連携、情報共有等を充実強化する必要があると考えております。

続きまして取組の施策の評価の部分で、不十分と理解していいのか。具体的に改善が進んだ事項があればという御質問でございます。これにつきましては、これまでも児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境の浄化のために広報啓発活動等の取組を推進しているところでありますが、スマートフォンを初めとする新たな機器、サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化していることから、今後も各種取組が効果的に推進されるよう関係機関、団体等の連携を充実強化しようとするものでございます。

また、環境浄化について具体的な改善という部分につきましては、青少年らがインターネット環境を利用して有害な情報に接する機会をなくすよう、昨年のクリスマスから年末年始にかけて、ゲーム機メーカーが合同で保護者による使用制限機能、フィルタリング利用の普及啓発活動を実施するなど、商品を提供する事業者側においても青少年を守るための仕組みづくりに理解を得ているものと考えております。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続いて警察庁、お願いします。

○警察庁 警察庁でございます。辻村会長よりサイバー空間における犯罪被害から子供や児童などを守るための広報啓発に関する具体的な中身について御質問をいただいております。警察庁といたしましては、2月の情報セキュリティ月間や10月の情報セキュリティ国際キャンペーンなどを通じまして、関係機関、団体、サイバー防犯ボランティアの団体でございますが、そういった方々と連携させていただきまして、幅広くサイバー空間、インターネットを利用している方々を対象としたサイバーセキュリティに関する講演や研修会を開催させていただいております。

また、学校などの教育機関とも連携させていただきまして、非行防止教室や入学説明会などの学校行事の機会をとらえ、保護者や児童に対しましてもフィルタリングの普及啓発を始め、サイバー犯罪の現状や検挙事例、スマートフォンなどの情報端末、また、ソーシャルネットワークサービスなどの情報通信技術などを悪用した犯罪手口の解説などを内容とした講演を実施し、年間を通じて全国各地で対象となる利用者層の違いに応じた広報啓発に努めているところでございます。

2つ目のインターネット・ホットラインセンターを通じたわいせつ電磁的記録媒体の陳

列情報について、平成24年に比べて受理情報が減少していることにつきまして、その原因は何かという御指摘、御質問をいただいておりますが、警察等におきましては有害情報の摘発に努めているところではございますが、こちらの件につきましては違法情報、主にわいせつ画像でございますけれども、そういった情報を多数掲載していた携帯電話向けの掲示板サイトが一昨年の2月に閉鎖したことなどが原因と考えているところでございます。

また、スマートフォンなどを介して流通しているポルノ、わいせつ物に対しましてどう対処すべきか、どのような方法があると認識しているのかという御質問につきましては、インターネット・ホットラインセンターを通じました積極的な違法・有害情報の削除依頼の取組及びサイバーパトロールを通じた警察による違法・有害情報の検索、収集、摘発のほか、官民連携を通じた各種取組を推進することによって、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

警察庁からは以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続きまして法務省、お願いします。

○法務省 御質問いただいた2点につきまして御説明させていただきます。

1点目は児童ポルノの単純所持の罪が新設されたこととの関係で、国際捜査等にどのような影響があるのかという点についてです。

まず、単純所持の罪が新設されたことによりまして、児童ポルノの需要側の処罰というものが可能となります。そして、これを端緒とした捜査ということも可能となります。そのため、その背後に潜んでいる組織的、国際的な事犯の解明につながることも、これは出てくるのではないかと考えているところでございます。

また、質問の主眼の国際捜査の点でありますけれども、国際捜査共助の点につきましては、原則としてその対象となっている行為というものが要請国と被要請国の双罰性、つまり、双方の法令によって処罰されるものでなければ共助できないというものでありますところ、児童ポルノの単純所持を犯罪として処罰する規定が日本でも置かれたことによりまして、この罪に関する捜査共助が可能になり、国際犯罪捜査の促進に資するものともなるだろうと考えているところでございます。

2つ目は鹿嶋会長から御質問をいただいたところでございます。まず丸の1つ目ですけれども、児童ポルノの提供による児童ポルノ禁止法違反の罪と刑法175条のわいせつ物頒布の罪との関係につきましては、処罰の趣旨や要件が異なるものでございまして、両罪に当たる行為については両方の罪が成立する。そして、刑罰を科す上で1つの罪として取り扱われることになると考えられます。

丸の2つ目でありますけれども、これは結論を先に申しますと実在の子どもがモデルとなっていなければ、現在はCGや漫画というのは処罰の対象とならないとされております。実際に児童ポルノの提供等の行為を規制するのは、このような行為が第一義的には児童ポルノに描写された児童の心身に長期にわたって有害な影響を与え続けるというところにあ

りまして、その観点から実在する児童を描写したものに限られると考えられているところでございます。実在しない児童を描写したCG等につきましては、児童を性の対象とする風潮を助長するおそれがあるといった御意見がある一方で、その規制には表現の自由にかかわる問題があり、これを踏まえた慎重な検討が必要であるという他方の議論もあるという状況でございます。

この点につきましては今回の児童ポルノ法の改正の中でも国会議員の間でも議論がなされたところでありますが、結論としてはCG、漫画等は実在の子どもを対象としたものだけが処罰対象とされている現状でございます。

丸の3つ目でありますけれども、児童ポルノに関する罪と一言に言いましても様々なものがございまして、例えば強制わいせつが関係するもの、強姦が関係するものなど様々な態様が考えられます。そのような犯罪について、児童ポルノ禁止法だけで対応するのかというと、そうではございませんで、刑法の規定や、その他特別法の規定などを適用していくことになると考えられますが、これらにつきましては個別具体の事案に応じた対応となりますところ、検察等において適切に対応していくものと考えているところでございます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続いて総務省、お願いします。

○総務省 総務省でございます。

インターネット等新たなメディアにかけるルールの確立に向けた検討と、第13分野（1）イにつきまして御説明させていただきます。

御質問が、主な施策の取組状況といたしましてはガイドラインの策定、改定の支援とプロバイダ責任制限法の執行、違法有害情報その他のセンターの設置運営といった施策を行っているところでございますけれども、御質問がありましたプロバイダ責任制限法に基づく権利侵害情報削除の件につきまして、実効性はどれくらいあるのか。結局同じようなものが流通して泣き寝入りせざるを得ないのではないのか。もっと有効な手立てはないのかといった御質問があったかと思えます。これにつきましてはインターネット機能上の権利侵害情報の削除につきましてプロバイダ責任制限法を有効に執行するという観点から、業界団体等が策定しているガイドライン。それから、ガイドライン以外にモデル約款というものがございまして、ガイドラインやモデル約款に基づきましてプロバイダ等におきまして適切な削除を進めているところだと認識しています。

最近の取組といたしましては、昨年11月27日に制定されました私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の成立を受けまして、業界団体等におきましてガイドラインの改定を行っておりますけれども、これにつきましても総務省において必要な支援を行っております。総務省としても引き続き適切に削除が行われますように環境整備に取り組んでいく所存でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

では、質疑に入ります。御意見、質問がある人はどうでしょうか。鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 内閣府から御説明をいただいた、有害環境の規制ないし浄化というところで、特に青少年を取り巻く環境という観点からスマートフォンの普及というのは非常に大きな課題といいますか、ポイントだと思うのですけれども、御説明の中で関係機関、団体との連携、情報共有を充実強化するとおっしゃっているのは、具体的にどういうことをやられようとされているのでしょうか。

○内閣府 ただいまの御質問ですけれども、スマートフォンの普及に伴う関係機関との問題共有ということですが、現在、青少年のインターネット利用に係わる第三者機関としまして安心ネットづくり促進協議会、これに各企業ですとかPTA、各団体等が入っておりますが、フィルタリングの審査機関としてモバイルコンテンツ審査機構。そういった第三者機関等がございます。そういったところと通じまして企業、関係団体と情報共有を図っております。これは内閣府だけではありません。関係省庁を含めまして随時情報共有を図っております。

○鹿嶋会長 ほかにはどうですか。

私から1つ聞きたいのですけれども、これが法務省か総務省かなのですが、表現の自由とポルノの問題があるのです。皆さんからいただいた資料をざっと目を通したのですが、アメリカの場合はかなり表現の自由という問題にウエートをかけていく。いわゆるポルノの問題です。だから要するになかなか規制がしにくいようなところがあるのでしょうか。ただ、ヨーロッパの場合アメリカと違うのです。国によって、例えばイギリスとドイツはまた少し違うのですが、EU指令の中で子どもの人権を守るということで、いわゆる表現の自由の問題は書いてありませんでしたが、言ってみれば例えば子どもの人権は表現の自由を超越するとまでは書いていませんけれども、そういうようなニュアンスで私は文献を見たのですが、日本は例えばアメリカ型なのか、EU型なのか、こういう問題を考える場合にそこが非常に悩ましい問題ですね。私自身がメディアに長く席を置きましたので、この問題は大変関心がある問題なのですが、どうなのでしょう。

例えば先ほど出た児童ポルノのブロックングの問題にしても、その対抗軸にあるのは表現の自由の問題です。これは警察庁だって同じだと思うのです。どうすればいいのですか。一市民として見れば目に余る表現は多々あるわけですが。一方で表現の自由という問題があってもなかなかそれが規制できないということがある。どういうふうを考えるのか。単純に質問をするとアメリカ型かヨーロッパ型か、どうなのでしょう。それは法務省に聞けばいいのですか。

○法務省 適切なお答えになるかわかりませんが、法務省としての見解と言われるとなかなか用意していないので難しいところがございます。飽くまでも私見ということで申し上げますと、EUにおきましては、それなりに表現の自由に対する規制立法を持っている国々がありまして、もちろん今、鹿嶋会長がおっしゃられたEU指令等もありますし、歴史的背景等もあるのだらうと思います。特にドイツにおいてはナチスに関する言論があり

まして、ナチスを掲げるようなものとか、ハーケンクロイツとかを掲げるような行為自体が処罰の対象になるなどといった表現の自由の規制もございます。

他方、アメリカを見ていますと会長がおっしゃるとおりですので、アメリカの連邦レベルにおいては言論を規制する法令は余り見られないように思われますし、日本と若干似ているようなところもあるのかなと思います。日本の表現の自由を定めた憲法というものはアメリカから来ているということもあり、これはおそらくアメリカから来ているためだけの問題ではないと思うのですが、日本の風土というか文化というか、歴史的な背景といたしますか、それが表現の自由に対してどれだけ寛容なのかということなのだろうかなと思いますけれども、いずれにしましても国民的な議論ですとか関係機関の議論を深めていて、何らかの一致点を見出さなければいけないのではないかと個人的に思うところです。以上、飽くまでも私見でございます。

○鹿嶋会長 ほかに御意見ございますか。総務省どうぞ。

○総務省 総務省としての見解と言われますとなかなか難しいところがあると思いますし、ヨーロッパ型かアメリカ型かというのもなかなか私のほうで答えられる問題としては若干難しいかなと思っておりますが、私見を述べさせていただきますと、会長がおっしゃられたように表現の自由と権利侵害救済でありますとか、違法有害情報の対策とバランスをもってやっていくことが第一だと思っております。日本の取組といたしましては、政府だけではなくて業界として自主的に違法有害情報に対して取り組んでいくというのは、かなり大きなところだと思っております。アメリカやヨーロッパの状況について精巧に把握しているわけではないのですが、民間の自主的な取組と政府、官民が協調した取組というのはかなり進んでいると我々としては認識しているところでございます。

○鹿嶋会長 それで言うと自主規制という問題が一方であるわけですか。この問題を解決する1つの逃げ口は自主規制なのです。要するに官が規制できないわけですか。そうすると自主規制というものがあるのですが、第3次の基本計画もこのメディアの問題は自主規制で書いているのです。ただ、この自主規制こそ非常に逆に問題があるのです。要するに強制力は何もないですからね。では自分で自分の首を絞めるようなことをするかというと、なかなかできない。だとすれば、もう一つは第三者機関、いわゆるNPOのようなところが告発することもあるのですけれども、なかなかそのあたりでいい知恵がないし、多分この問題は第4次の計画の中でも議論にはなってくると思うのです。何かいい知恵があったらぜひまた、すぐでなくて結構ですが、教えていただければと思っております。

ほかにはどうでしょうか。皆さんから御意見、質問は。

○柿沼委員 長く現場にいた人間からしますと、メディアのところでは男性側が情報を発信する側にありまして、男性の人は何も考えないのかもしれないのですが、女性側から見ると非常にそういった性的な表現を意図していないにもかかわらず、そういうものが大分出てきているということがありますので、メディアへのというのはチェックを入れるような向きを少し、単なる自主規制という言葉の逃げだけではなくて、もう一步踏み込む必要

があるのではないかと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。ありがとうございます。

では、本日の議事は以上となります。最後に事務局から連絡があります。

○水本暴力対策推進室長 御審議いただきまして大変ありがとうございました。

次回の日程でございますけれども、まず計画策定専門調査会でございますが、来週1月14日の水曜日、計画策定専門調査会及び監視専門調査会の合同会議を17時より2時間の予定で開催する予定でございます。この会議におきましては本日御議論いただいた以外の分野につきまして、第3次計画のフォローアップに係わる意見の整理をさせていただきたいと考えております。

また、本日御議論いただきました分野、第9分野を中心とする分野でございますが、こちらにつきましては本日いただいた御意見を事務局で整理いたしまして、両会長に御確認をいただいた上で各委員の先生方の御了承をいただきたいと考えております。大変恐縮ではございますけれども、スケジュールの都合上かなり短期間での御確認をお願いすることになるかと思っております。あらかじめお詫び申し上げますとともに、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、女性に対する暴力専門調査会でございますが、追って事務局より次回の日程の確認等をさせていただく予定でございますので、こちらもよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鹿嶋会長 それでは、本日の合同会議を終了いたします。どうも今日はありがとうございました。